

# Maido!

中小企業と組合をサポートします。  
創業・起業を応援！

2026  
**春**号  
Spring

<https://www.maido.or.jp>

**国の中小企業・  
小規模事業者関係  
予算等のポイント**  
(令和7年度補正・  
令和8年度当初予算)

**大阪府の  
令和8年度当初  
予算の概要**  
(中小企業等の成長に  
向けた支援の強化)

**令和7年度  
「会員組合サービス  
向上のための  
ニーズ調査」  
結果報告**

特集

- **国の中小企業・小規模事業者関係  
予算等のポイント**  
(令和7年度補正・令和8年度当初予算)
- **大阪府の令和8年度当初予算の概要**  
(中小企業等の成長に向けた支援の強化)
- **令和7年度「会員組合サービス向上  
のためのニーズ調査」結果報告**

大阪府中央会お知らせコーナー

- 2026年1月施行・取引ルールの大転換に備える完全ガイド
- 子ども・子育て支援金の徴収開始と給与計算の実務対応
- 令和8年度税制改正（中小企業関係等）のポイント



# 目次

2026年 春号 781号

## 特集

国の中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント……………	2
大阪府の令和8年度当初予算の概要 （中小企業等の成長に向けた支援の強化）……………	4
令和7年度 「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告……………	6
2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！……………	10
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針……………	11

## 組合支援事業 関連情報

令和7年度中小企業組合検定試験合格者発表……………	12
中小企業組合等の活性化を中央会が支援します！……………	13
会員組合 組合員企業向けDXの取り組みについて……………	14
令和8年度取引力強化推進事業……………	16
中小企業組合等課題対応支援事業補助金……………	17
ものづくり商業サービス省力化・ 革新的開発・新事業・海外展開促進事業……………	18
大阪府中小企業団体中央会表彰制度等のご案内……………	19
令和7年度大阪府商工関係者表彰……………	20

## 大阪府中央会 お知らせコーナー

2026年1月施行・取引ルールの大転換に備える完全ガイド……………	22
子ども・子育て支援金の徴収開始と給与計算の実務対応……………	24
令和8年度税制改正（中小企業関係等）のポイント……………	26
通常総会終了後の諸手続きのポイント……………	28
組合が行う変更登記……………	30

## 大阪府中央会 主な実施事業

令和7年度第2回共済事業セミナー&異業種交流会開催……………	31
人材セミナー「中小企業の賃上げ・人材確保」を開催！……………	32

## 共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内……………	33
-----------------------------	----

## 中央会日記

大阪府中央会の行事予定……………	40
------------------	----

特集

組合支援  
事業関連  
情報

大阪府  
中央会  
お知らせ

大阪府  
中央会  
主な実施  
事業

各種  
共済制度

# 国の中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント

令和8年4月7日に令和8年度予算等が成立しました。  
以下、中小企業・小規模事業者関係予算等のポイントです。

## 基本的な課題認識と対応の方向性

- 労働供給制約をはじめ、物価高、米国関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における賃上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進、伴走支援体制の強化などを実施
- 小規模事業者の活性化や社会課題解決に向けた地域における取組に対しても、引き続き支援
- 一連の施策に加えて、重点支援地方交付金の活用を推奨

中小企業等 関係予算	令和7年度当初+令和6年度補正	令和8年度当初案+令和7年度補正
	879億円+5,235億円 ※中対費全体 (R7当初)：1,080億円	889億円+8,364億円 ※中対費全体 (R8当初案)：1,079億円

## 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 令和8年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底や厳正な執行を進めるとともに、取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間FU調査等による発注者への指導等を徹底
- 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直しなど、官公需における価格転嫁も促進

**R8当初** 中小企業取引対策事業【30億円】+ **R7補正**【7.6億円】

価格交渉促進月間や、取引Gメン等による取引実態の把握、取適法の厳正な執行、取引かけこみきでの相談対応等を実施

**その他** 「価格交渉促進月間」(9月・3月)の実施や、取適法の執行強化、振興法に基づく「指導・助言」、発注者名公表を通じた実効性向上、取引Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定・徹底等

## 2. 事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

- 飛躍的な成長を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者など、企業の事業規模や成長ステージに応じて、成長投資や、生産性向上に向けたデジタル化、販路開拓等の設備支援等を後押し

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

※中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金

中堅等大規模成長投資補助金【4,121億円】

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援 (R7補正で新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保)

**R7補正等**

新事業進出・ものづくり補助金【既存基金の内数】

中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援

省力化投資補助金【既存基金の内数】

**R8当初** 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)【122億円】等

大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に係る取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

## 3. 早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&Aによる事業再編の促進

- 資金調達の円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援
- 経営者の高齢化が進む中、事業承継の円滑化を図りつつ、再編等を契機に変革に挑戦する企業を支援

**R8当初** 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】+ **R7補正**【74億円】

財務上の問題を抱える中小企業等に対する収益力改善・事業再生や、後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎを支援

**R8当初** 日本政策金融公庫補給金【169億円】+ **R7補正**【40億円】

米国関税の影響を受ける事業者への措置を含む、日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げのための利子補給

**R8当初** 中小企業信用補完制度関連補助事業【32億円】+ **R7補正**【152億円】

経営改善や事業再生に取り組む中小企業へのモニタリング強化等の信用保証制度等を通じた資金繰り支援等を実施

**R7補正** 認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】

認定経営革新等支援機関を活用して経営改善計画の策定やフォローアップを支援

**R8当初** 後継者支援ネットワーク事業【3.5億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催

**R7補正** 中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】(再掲) ※事業承継・M&A補助金等

事業承継前の設備投資、M&A時の専門家費用、M&A後のPMI時の専門家費用及び設備投資、再チャレンジに伴う廃業費用等を支援

## 4. 伴走支援体制の強化

●多様な経営課題に対して、プッシュ型を含む伴走支援を複数の支援機関を通じて提供

**R8当初** 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】 + **R7補正**【74億円】(再掲)

**R8当初** 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【33億円】 + **R7補正**【49億円】

※事業環境変化対応型支援事業の内数

各都道府県へよろず支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

**R8当初** 小規模事業者対策推進等事業【62億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

**R8当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + **R7補正**【53億円の内数】

地方公共団体による小規模事業者の経営の改善発達などを支援。また、地方公共団体による複数の支援機関が連携した伴走支援モデル創出を支援

**R8当初** 中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】

中小企業の多様な経営課題に対する専門家によるハンズオン支援や、新規に海外市場の獲得を目指す事業者に対する輸出支援等を実施

**R7補正** 事業環境変化対応型支援事業【148億円】

様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化

**R7補正** 認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】(再掲) 等

## 5. 小規模事業者の活性化、社会課題解決に向けた地域における取組支援等

●多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援を推進するとともに、地域の社会課題解決に向けた取組や災害復旧等の取組を支援

**R8当初** 小規模事業者対策推進等事業【62億円】(再掲)

**R8当初** 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【26億円】

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資に係る財政措置

**R7補正** 事業環境変化対応型支援事業【148億円】(再掲)

**R8当初** 中小企業実態調査委託費【20億円の内数】

・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析

ゼブラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を推進

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

**R8当初** 中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】 等

変革意欲のある商店街等による地域の主体と連携した事業推進体制の強化等に向け、専門家派遣を通じた伴走支援等を実施

〈災害支援〉

**R7補正** なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】

令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設復旧等を支援

**R8当初** 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + **R7補正**【53億円の内数】(再掲)

局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

## 税制改正事項

**税** 中小企業技術基盤強化税制(拡充・延長)  
「繰越税額控除制度(3年間)」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する

**税** 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置(拡充・延長等)  
30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長する

**税** 中小企業向け賃上げ促進税制(継続・一部見直し)  
防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する(大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し)

**税** 事業承継税制(拡充等)  
法人版(特例措置)及び個人版事業承継税制(贈与税・相続税ともに100%を猶予)について、特例承継計画等の提出期限の延長(法人版:令和9年9月末、個人版:令和10年9月末)を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する

**税** 不動産取得税の特例措置(延長)  
事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を延長(2年間)する

**税** インボイス制度の円滑な定着に向けた措置(その他)  
免税事業者からの仕入に関する特例(8割控除)について、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)について、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる(令和9年・10年分申告において利用可能)

# 大阪府の令和8年度当初予算の概要 (中小企業等の成長に向けた支援の強化)

事業名	事業費	事業内容の説明
大阪府中小企業支援交付金	3億3,614万6千円	大阪府市の中小企業の中核的支援機関である大阪産業局が実施する、専門性、機動性、ノウハウやネットワーク等の様々な資源を活かした中小企業支援に必要な事業費に対し、「大阪府中小企業支援交付金」を交付。 ○国際ビジネス支援 ○スタートアップ支援 ○ものづくり支援 ○経営力強化支援（デジタル活用支援・デザイン活用支援等）
小規模事業対策費 《一部新規》	19億3,629万8千円	商工会・商工会議所等と連携し、小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取組ができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援。 ○小規模事業経営支援事業費補助金 ○外部人材を活用した経営課題解決促進事業
運輸事業振興助成補助金	6億4,308万円	運輸事業の振興の助成に関する法律の趣旨を踏まえ交通安全対策や環境対策等を促進するため、運輸団体に対し補助金を交付。
中小企業組織化対策費	9,155万4千円	中小企業組合において事業活性化に向けた取組ができるよう、専門家を派遣するなど、組合事業を通じた中小企業等への経営支援を実施するとともに、中小企業組合の運営に対する指導・啓発等を実施。
成長志向事業者活躍促進事業費 《新規》	7,668万円	商工会・商工会議所等を通じて、成長が見込めるクリエイティブ産業やスモールビジネスなど新たな市場で活躍する意欲ある事業者を支援。
中小企業賃上げ促進事業費 (経営支援事業) 《新規》	31億7,246万8千円	中小企業が賃上げの原資を確保することができるよう、補助金の交付や伴走支援により、生産性向上や売上拡大など企業の利益率向上につながる取組を緊急的かつ集中的に支援。 ○利益率向上・賃上げ支援事業
中小企業エネルギー価格高騰対策支援事業費 《新規》	4億1,198万5千円	国の電気・ガス料金負担軽減支援事業の対象外である特別高圧で受電する施設運営事業者やテナント事業者である中小企業に対し、電気料金低減のための補助を実施。
商店街等モデル創出普及事業費	2,880万5千円	商店街において、地域コミュニティ機能推進に向けたモデル創出の支援に取り組み、その成果の普及等を通じて市町村・商店街を後押しすることで、商店街の活性化と持続的な発展を促進。
商店街観光連携推進事業費 《新規》	5,123万6千円	大阪への観光客が増加する中、商店街が観光資源として注目されていることを受け、観光客誘致に意欲的な商店街を支援し、商店街を観光資源として魅力発信することでブランド化・認知度向上を図り、商店街での観光・消費を促進。
ものづくりイノベーション等推進事業費 《一部新規》	2億8,374万5千円	府内ものづくり中小企業の新たな技術開発等のプロジェクトを支援。 また、万博のリボンチャレンジに出展した技術等の事業化に向けた助成等を通じ、イノベティブな取組を推進。 ○ものづくり中小企業・リボンNext支援事業

事業名	事業費	事業内容の説明
ものづくり企業販路開拓支援事業費	2,452万9千円	多彩なものづくり企業の集積や高い技術、優れた製品について、情報発信や販路開拓活動のサポートにより、事業者が自律的に成長できる環境を整備。
大阪産業技術研究所運営費交付金	25億3,272万7千円	産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行う大阪産業技術研究所に対し、必要な経費を交付。
中小企業賃上げ促進事業費 (製造業振興事業)	4億529万6千円	中小企業の新たな販路開拓を支援し、価格転嫁や賃上げ原資の確保につなげるため、展示商談会への出展経費を補助。 ○中小企業展示商談会出展支援事業
中小企業価格転嫁支援事業費 《新規》	1億2,801万5千円	適切な価格転嫁を後押しし、賃上げ環境の整備につなげるため、中小企業に対し、各種団体等と連携した価格交渉の支援を実施。
海外事務所等運営費 《一部新規》	1億4,680万4千円	上海事務所の運営や万博を機に構築した海外政府機関等とのネットワーク等を通じて、国際ビジネス交流及び府内企業の海外ビジネス展開を支援。 ○海外企業等とのビジネス交流促進事業
先端産業国際交流促進事業費	1,306万5千円	成長産業分野において、海外で開催される展示商談会での出展支援を行うことにより、府内企業の海外ビジネス展開を支援。
海外トッププロモーション事業費	752万1千円	知事等のトップセールスにより、現地政府機関等との協力関係を構築し、現地企業とのビジネス交流を促進。 フォローアップとして、現地政府機関等と連携した商談会等を実施。
中小企業向け制度融資 《一部新規》	9,965億2,242万7千円	府内中小企業者に対し、事業に必要な資金を融資（融資枠4,940億円）。 また、府内中小企業者が府制度融資「設備投資応援融資」を利用する際に信用保証協会に支払う信用保証料を補助。 ○制度融資による資金繰り支援 ○設備投資応援融資促進事業

大阪府商工労働部令和8年度当初予算等についての詳細URL

[https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/125586/01yosan\\_shoukouroudou.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/125586/01yosan_shoukouroudou.pdf)



## 令和7年度「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告

会員組合の皆様には、本調査にご協力をいただきありがとうございました。本調査は、昨今の物価高、価格転嫁、人材不足、DX等により激変する社会経済情勢の中で、会員組合の皆様が組合事業の活性化や組合員企業の成長・発展に向けてどのようなニーズを持っておられるのか、また、その実現に向けてどのような支援を希望しておられるか、などについて把握するため実施させていただきましたものです。

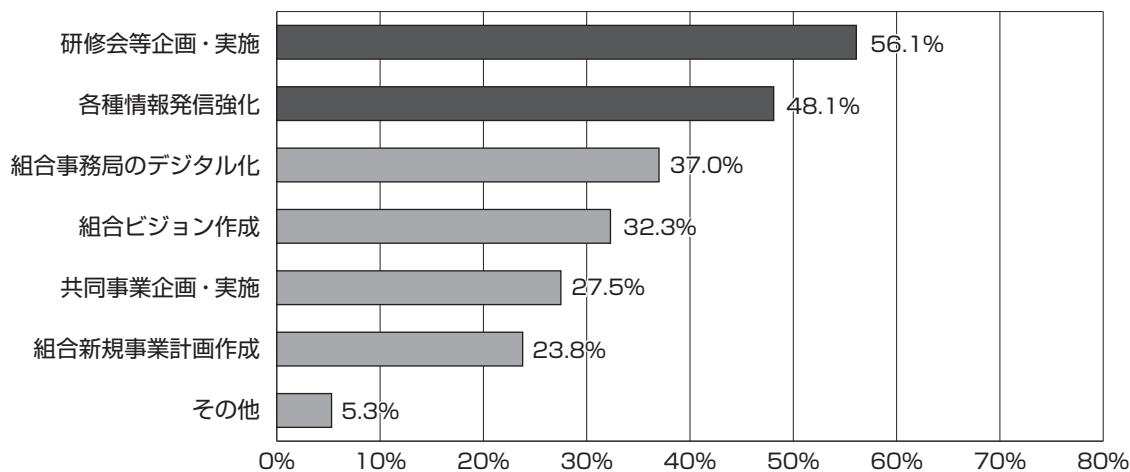
### <調査結果概要>

研修や情報発信の強化、事務局のデジタル化、ビジョン作成など、組合運営の基盤整備に関するニーズが高い傾向にあることが確認できました。また、賃上げ原資の確保支援や補助金活用など、組合員企業の経営課題に直結する実務的な支援の必要性も大きいことが示されました。さらに、人材の確保・育成に関する課題が目立ち、IT化・DXに関する取り組み支援や共済制度による基盤的な備え、政策的な働きかけや連携団体への支援への一定の期待もうかがえました。

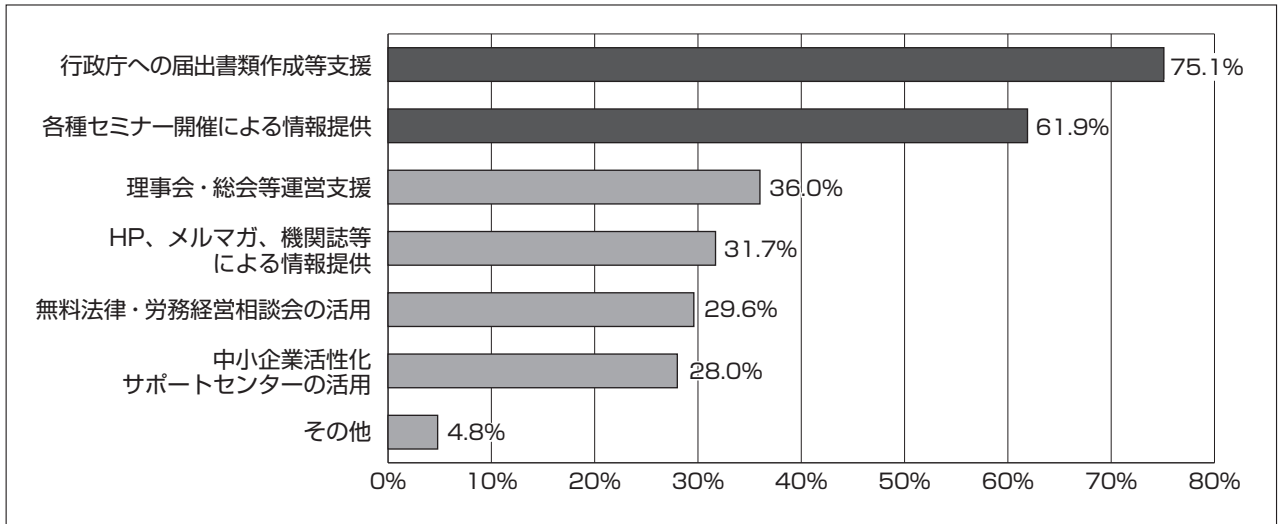
当会では、今回の調査結果を踏まえ、実施事業が会員組合の皆様にとって実効あるものとなるよう、可能な取り組みを積極的に推進してまいり所存ですので、今後ともご支援ご協力くださいますようお願いいたします。

- 調査期間：令和7年11月20日～令和7年12月19日
  - 調査対象：大阪府中小企業団体中央会会員 687組合
- 回答組合数：189組合
  - 回収率：27.5%

### 設問1. 組合事業の活性化に向けて、必要と思われるものは？（複数選択可）

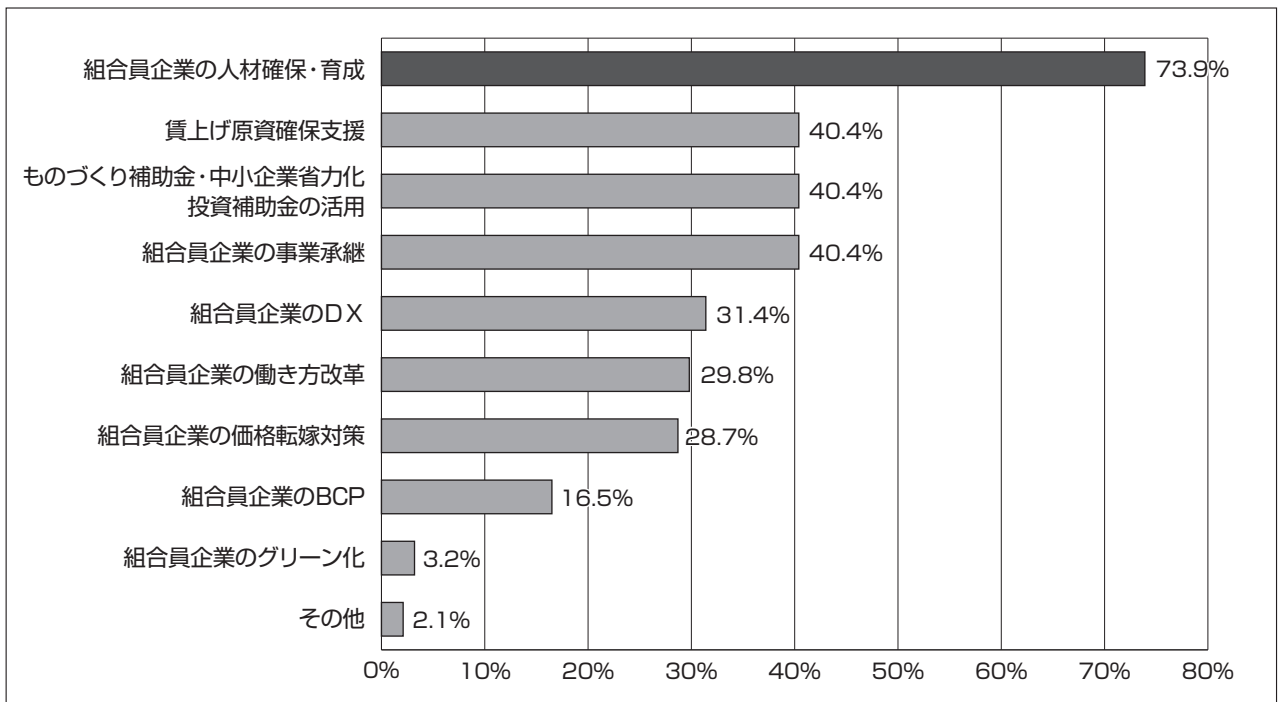


設問2. 組合事務局の適切な運営に向けて、本会が実施する事業で必要と思われるものは？  
(複数回答可)

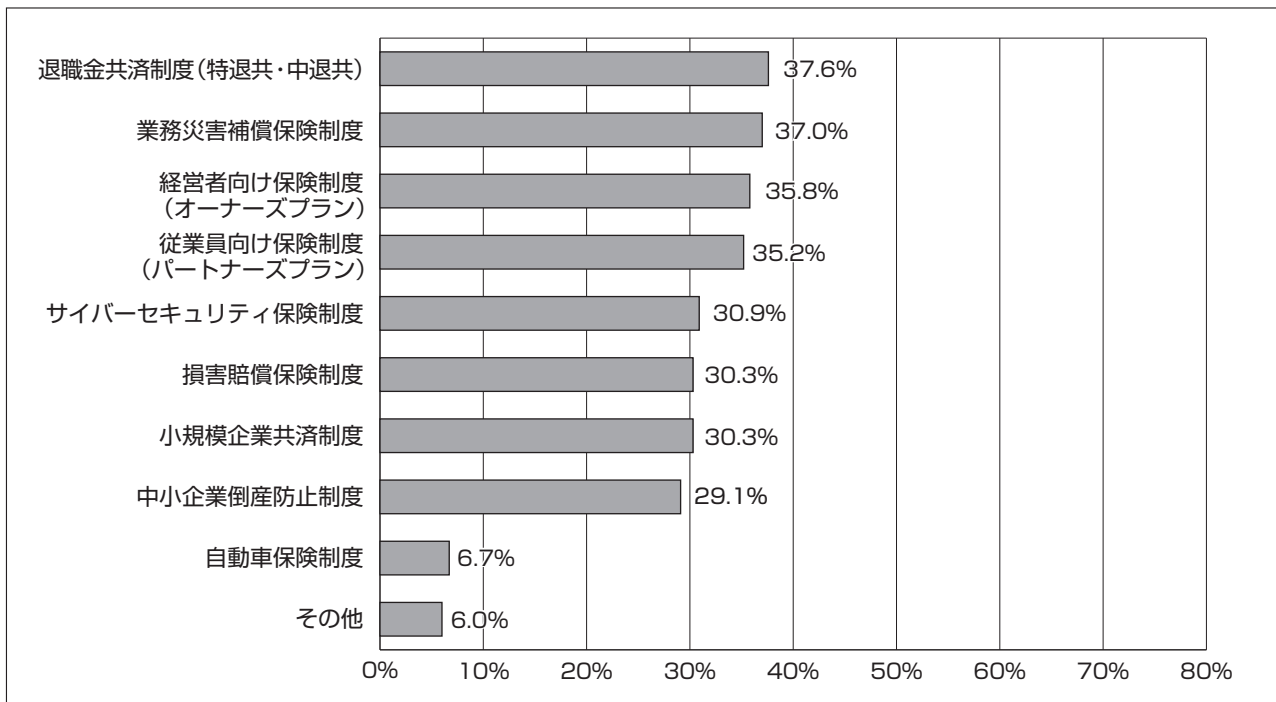


特集

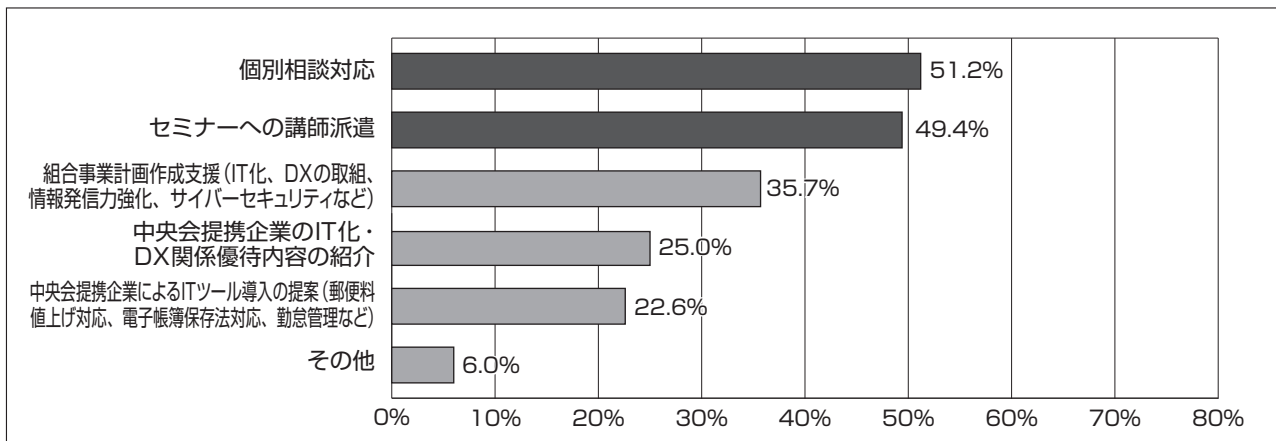
設問3. 組合員企業の成長・発展に向けて、必要と思われるものは？ (複数選択可)



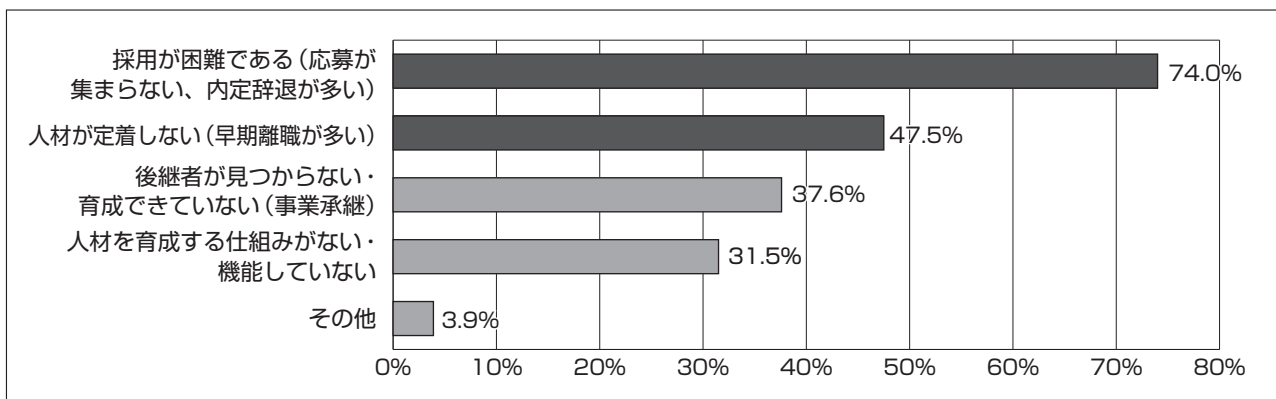
## 設問4. 組合員企業のリスクマネジメントとして、本会が実施する共済制度で必要と思われるものは？（複数選択可）



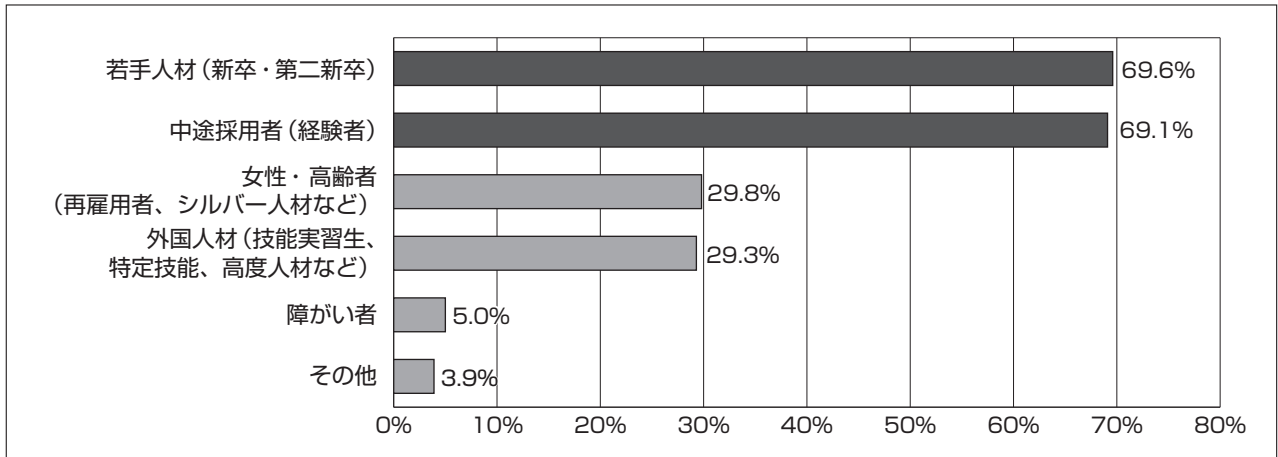
## 設問5. IT化・DXに関する本会の取り組みで、希望するものは？（複数回答可）



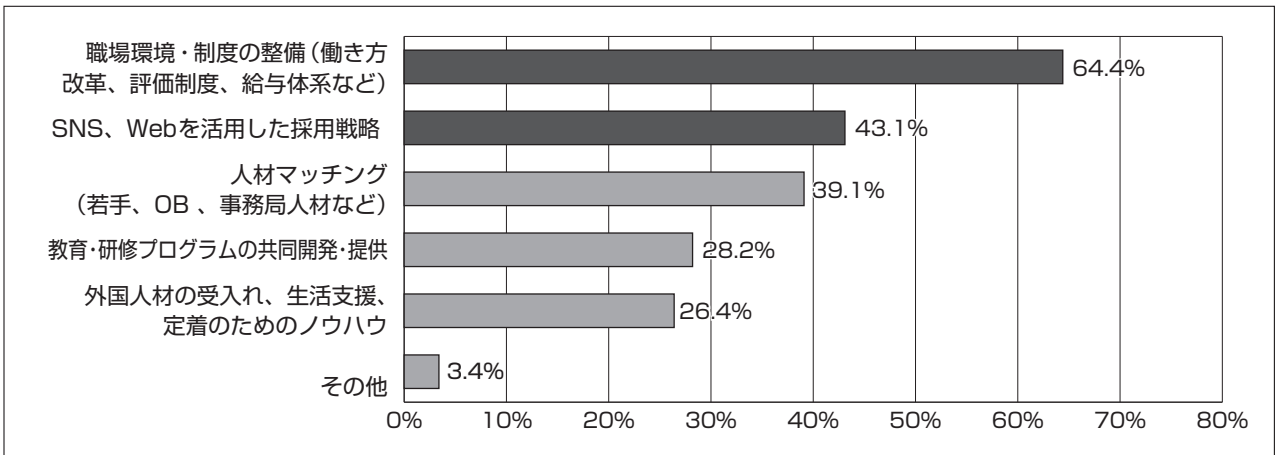
## 設問6. 組合員企業の人材確保・育成について、課題となっているものは？（複数回答可）



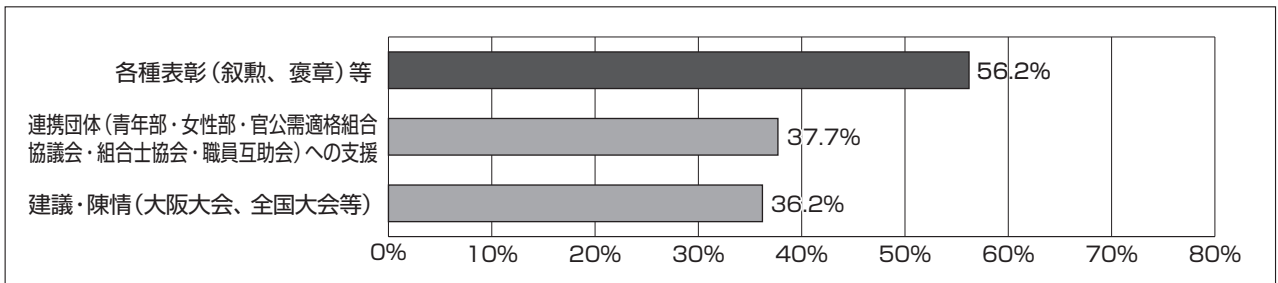
設問7. 組合員企業で今後、力を入れて確保・育成したいと考えている人材のターゲットは？  
(複数回答可)



設問8. 組合員企業の人材確保・定着・育成に関する支援として、具体的なテーマとして必要なものは？ (複数回答可)



設問9. その他、本会で実施する事業等について、関心があるものは？ (複数回答可)



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部  
TEL (06) 6947-4371

## 2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)

### 改正事項

#### 法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

#### 適用対象の拡大

- 適用基準に「従業員基準」を追加  
従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- 対象取引に「特定運送委託」を追加  
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

#### 禁止行為の追加

- 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止  
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- 「手形払」等を禁止  
手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段(電子記録債権等)についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

### 取適法の概要

#### 適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下	→		資本金1千万円以下
	従業員300人超	→		従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下	→		資本金1千万円以下
	従業員100人超	→		従業員100人以下

#### 関連情報

- 公正取引委員会 中小受託取引適正化法(取適法)関係サイト  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)
- 取引かけこみ寺 - 無料相談が可能です!  
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>



# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

原材料やエネルギー価格の高騰に加え、賃上げの原資確保のためにも、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることが重要です。特に、中小企業が雇用の大部分を占める中、急激な物価上昇に賃金が追いつかない状況を改善し、持続的な賃上げを実現するには、労務費を含むコストの適切な転嫁が不可欠です。そこで政府は既存の転嫁円滑化施策に加え、公正取引委員会の実態調査を踏まえ、労務費転嫁の在り方に関する指針「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。

## ■発注者が取るべき行動

1. 経営トップの関与
  - 労務費上昇分の転嫁を認める方針を経営トップが明確化し、社内外へ示す。
  - 取組状況の定期報告を受け、必要に応じ追加方針を示す。
2. 定期的な協議の実施
  - 受注者から要請がなくても、半年～1年に1回など定期的に協議の場を設ける。
  - 長期据え置き価格のまま放置することは違反の可能性あり。
3. 根拠資料は公表資料で求める
  - 最低賃金や春闘妥結額など、公表資料に基づく説明を求める。
4. サプライチェーン全体での価格適正化
  - 直接の受注者だけでなく、その先の取引先の労務費も考慮して判断。
5. 受注者からの要請があれば必ず協議に応じる
  - 要請を理由に取引停止などの不利益扱いは禁止
6. 必要に応じて発注者側の考え方を提案
  - 受注者の説明の巧拙に関係なく、建設的に協議を行う。

## ■受注者が取るべき行動

1. 相談窓口の活用
  - 交渉のやり方などについて、国・自治体・商工会議所等の窓口で情報収集。
2. 根拠資料は公表データを使用
  - 最低賃金上昇率、春闘妥結額など信頼性ある資料を使う。
3. 値上げ要請のタイミングを工夫
  - 業界の交渉時期、繁忙期など有利な時期に交渉。
4. 自ら希望価格を提示
  - 労務費は自社分だけでなく、自社の発注先の労務費も考慮して価格を提案。

## ■発注者・受注者の双方が行うこと

1. 定期的なコミュニケーションの継続
2. 交渉記録の作成と双方での保管

## ■今後の対応

- 政府は引き続き周知活動を実施。
- 公取委は違反行為に厳正対処し、情報提供フォームから寄せられた情報を調査に活用。



## 令和7年度 中小企業組合検定試験合格者発表

令和7年度中小企業組合検定試験は、昨年12月7日(日)に全国22会場で、午前「組合会計」、午後「組合制度」、「組合運営」の3科目を実施し、3月2日(月)に合格発表を行いました。  
試験合格者は92名で、合格率は28.6%となりました。

### 試験の結果（全国）

①受験申込者数	374名
(内訳) 新        規	268名
一部科目免除	106名
②受験者数	322名（受験率86.1%）
(内訳) 新        規	221名（受験率82.5%）
一部科目免除	101名（受験率95.3%）
③試験合格者数	92名（合格率28.6%）
(内訳) 新        規	49名（合格率22.2%）
一部科目免除	43名（合格率42.6%）

## 1組合に1組合士を！

### 中小企業組合士制度のご案内

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目です。3科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合、その後3年間はその科目の受験が免除されます。参考図書は、全国中小企業団体中央会で販売しています。
試験日	毎年12月の第1日曜日です。
試験時間	・組合会計 10:00~12:00（2時間） ・組合制度 13:00~14:20（1時間20分） ・組合運営 14:40~16:00（1時間20分）
問い合わせ先	大阪府中小企業団体中央会（Tel 06-6947-4372）

## 中小企業組合等の活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む中小企業組合や中小企業の異業種グループに対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

### 支援メニュー

#### ① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

(支援内容) 組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

#### ② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築のための事業計画作成を支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画取りまとめアドバイス

#### ③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

#### ④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

#### ⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

### 支援対象

- ◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ
  - ※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること
  - ※検討会などの実施は、大阪府内で行なうこと

### 留意点

1. 申込みは、1組合(企業グループ)年度内、1支援メニューのみの利用となります。  
ただし、次の場合は重複利用ができます。(いずれの場合も、年度内の利用上限は2件です)  
①と③又は④) / ②と③又は④) / ③(①又は②の計画具体化のための支援に限る)と④
2. ①組合ビジョン・中期計画作成支援は、過去にこのメニューの支援を受けたことがある場合は利用することができません。  
ただし、支援を受けて作成した組合ビジョン・中期計画作成の計画年数を経過し、その実績の検証・自己評価を終えており、かつ、外部環境の変化などにより新たに組合ビジョン・中期計画を作成する必要があると認められる場合には、この限りではありません。
3. 原則、設立2年以内の組合は、設立時に事業計画を策定しているため利用はできません。
4. 過去支援した同一課題の支援申込は、受付できません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部  
TEL (06) 6947-4371

## 会員組合 組合員企業向け DXの取り組みについて

「DXによる会員組合、組合員企業、中央会、三方良しの実現」にむけ、ITの更なる活用拡大を前提にあらゆる会員サービスの業務を変革し、組合それぞれのニーズに沿った支援と本会業務の省力化と鮮度の高い情報活用を目指す中央会DX推進方針を定め、なお一層の会員サービスの向上に努めてまいります。

### ■中央会でできる支援

#### 1. ニーズに応じたIT化・DXに関するセミナー講師派遣

大阪府中央会会員組合主催のセミナーや勉強会にニーズに応じた専門家や講師を派遣いたします。

#### 2. IT化・DXに関する組合事業計画作成支援

組合として取り組んでいく事業の中でIT化・DXに関するテーマを検討されている場合、専門家を派遣し事業計画をまとめていく支援ができます。(例)「IT化・DX」「情報発信力強化」「サイバーセキュリティ」など

#### 3. 組合・組合員のIT化・DXに関する個別相談対応

大阪府中央会の中小企業活性化サポートセンターでは、経営、労務、税務、その他経営に関するあらゆる課題解決に向け登録専門家をコーディネートし組合・組合員企業の個別相談に対応します。

#### 4. 中央会提携企業によるITツール導入の提案

大阪府中央会にITツール、IT機器の導入検討などの相談いただいた場合、次のページに記載の提携企業をご紹介します。

#### 5. IT化・DX関係中央会提携企業によるご優待

IT化・DX関係中央会提携企業からご提案いただいている、大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様にご活用いただける各種ご優待があります。

### ■大阪府中央会 提携企業

大阪府中央会では会員組合・組合員企業のDX・IT化に向け、企業との提携を進めています。

#### ●令和6年11月から新たに提携

#### デル・テクノロジーズ株式会社

デル・テクノロジーズは、PC、モニター、サーバーなどの幅広い製品群からお客様にとって最適な製品を提供することで、皆様のDXの実現に貢献いたします。

##### ▶担当者から一言

中小企業のDXに焦点を当てた新しい取組です。アドバイザーへのご相談で、ITツールの選定時間を大幅に短縮し、更にお得に購入できます。最新デバイスの活用で、日々の業務効率化を推進してください。

中央会会員様特典として、「特別値引き」、「ITアドバイザーへの購入相談の機会」をご提供いたします。

##### 【特典の利用方法】

●弊社の営業担当を通じてご購入される場合、またはご購入に関するご相談がある場合は、下記までお気軽にご連絡ください。

メールアドレス: sbp.japan@dell.com

電話番号: 050-1727-7601 (ITアドバイザー直通)

9:00~17:30 (土日祝休)

**Point:** ご連絡の際は、「大阪中央会の会員」であることと、「SBPプログラムの利用」をお伝えください。

●オンラインでのご購入を希望される場合は、専用サイト(www.dell.jp/dbp)へアクセスのうえ、専用登録コード「JPSBPMAIDO」(半角)を入力してメンバー認証を行ってください。

●令和6年4月から提携

## リコージャパン株式会社

私達、リコージャパンはドキュメント、ITサービス、運用管理など製品に加え、お客様へのお役立ちによる価値提供を実践します。

### ▶担当者から一言

この度、中央会様との連携を軸に皆様方と関わりを持てる事に喜びを感じております。私は御客様との「共感」をコンセプトとし、課題の抽出から改善提案を行って参ります。是非とも御相談をお待ちしております。

リコージャパンが御提供する「水曜ウェビナー」は毎週水曜日にお届けしているオンラインのセミナーとなります。

内容としては、御客様の日頃抱える業務課題の解決やトレンド情報の御紹介を行っています。このビジネスに役立つ情報コンテンツを毎回参加費無料で実施しておりますので、御活用頂けますと幸いです。

- 1つのメールアドレスで複数端末から同一セミナーへのご参加は出来ません。
- 受講用URLは、お申込みいただいたメールアドレス宛に、開催前週の金曜日または前日にご案内します。
- お申込み締切は開催日前日の12時となっております。
- ウェビナー参加の際は、Google Chromeよりご参加ください。
- 同業他社の方のご参加はお断りさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。



## 株式会社ラクス

弊社はCMでもお馴染みの「楽楽精算」「楽楽明細」を中心に、業務の効率化や企業の成長を継続的に支援いたします。

### ▶担当者から一言

この度、中央会様と「DX推進」として、ご連携させていただくこととなりました。郵送代金の値上げによる請求書の電子発行のご支援や、法対応など幅広い範囲でご支援いたします。ぜひご相談をお待ちしております。

ITでバックオフィス業務の効率化やペーパーレス化など、皆さまのご支援をさせていただきます。

### ～弊社システム一覧～

- 楽楽精算：経費にかかわる全ての処理を効率化できる経費精算システム
  - 楽楽明細：請求書や納品書などを電子で発行する電子請求書発行システム
  - 楽楽販売：業務フローにあわせた柔軟な構築が可能な販売管理システム
  - 楽楽勤怠：勤怠管理、給与計算を楽にする勤怠システム
- 中央会様のご紹介にて、製品特典もごございますので中央会様のお問合せ窓口までお気軽にご連絡くださいませ。

楽楽明細CM▶



大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様からの個別のご相談は、下記、大阪府中央会の問い合わせ窓口より、ご連絡いただきますようお願いいたします。

## ＼ 会員組合、組合員企業のIT化、DXに関するお問い合わせ ／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

「大阪府中央会のDX」 <https://www.maido.or.jp/dx/>



## 令和8年度取引力強化推進事業 実施組合の募集について

### ・事業目的

組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取り組みに対して支援を行います。

### ・補助対象者

小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下の会社及び個人））が主たる構成員の組合等の皆様

### ・補助金額／補助率

補助金額の上限：50万円 ※下限：10万円  
補助対象経費（税抜）の2／3を助成します。

### ・補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借料費、雑役務費、通信運搬費、委託費

- 効果的な商品カタログやパンフレットを作成して集客力をアップ
- 組合や組合員の魅力ある活動を広報するWebサイトの構築
- 組合の事業や組合員の受注・販売促進のためのイベントチラシの作成
- 戦略的なプロモーション・ブランド構築
- 組合が共同販売する商品パッケージ戦略の提案
- 商店街を活性化するためのコンテンツづくり
- 会議室で行う小規模展示商談会でのテストマーケティングの実績 ← 令和8年から新規対象

### 募集期間 令和8年6月16日（火）～7月10日（金）

なお、応募希望組合は、事業内容、応募書類の作成について、担当部署にご相談ください。  
また、各補助事業の公募要領及び応募様式等は、後日当会ホームページに掲載させていただきます。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部  
TEL (06) 6947-4371

# 中小企業 組合等 課題対応支援事業補助金

新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決などさまざまな取組みを支援！

## その1 中小企業組合等活路開拓事業

組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、さまざまな取組みに対して支援します。

**活路開拓事業**

「活路開拓事業」では、専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。


上限  
**2,000**  
万円

**展示会等出展・開催**

「展示会等出展・開催」では、国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。(商品等の販売を伴う出展・開催は不可)

上限  
**1,200**  
万円

バーチャル展示会への出展も補助対象



将来につながる取組みなどを包括的に支援!

## その2 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

外部から専門家を招聘してシステム設計の検討を行ったり、専門業者に対してシステム開発を外注したりする経費等を補助します。

**基本計画策定事業**

組合等が情報ネットワークシステム等の構築を目指して実施する、組合等の事業の業務分析、計画立案、RFP(提案依頼書)策定等を補助します。

上限  
**2,000**  
万円

**情報システム構築事業**

情報ネットワークシステムの構築や、業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発で、システムの設計、開発、稼働・運用テスト等やシステム普及のための講習会の開催を補助します。

上限  
**2,000**  
万円



システム構築による業務改善などを支援!

## その3 連合会(全国組合)等研修事業

所属員が15都道府県以上に所在する組合等が行う組合員(会員)や専従役員を対象とした研修の開催を支援します。

研修会場、講師謝金、受講者の旅費などの経費を補助します。WEBを活用した研修会も補助対象です。

座学

視察


技術指導

WEB

パネルディスカッション

ワークショップ/グループ演習

研修は、座学で行う講義のほか、パネルディスカッション、ワークショップ、グループ演習、視察、技術指導など研修の効果がしやすい方法を組み合わせて実施します(オンラインを活用したウェビナーやサテライト会場での研修も可)。



人材育成・連携強化につながる研修実施を支援!

### 日程(令和8年度予定)

公募期間	第1次募集	第2次募集	第3次募集
		3/2~3/31	4/1~5/22
応募内容にかかる審査期間(書面)	4月中旬頃	6月中旬頃	8月下旬頃
審査結果公表	5月中旬頃	7月上旬頃	9月中旬頃
交付申請説明等	5月下旬~	7月中旬~	9月下旬~
事業開始(終了は翌年2月15日)	6月上旬~	7月下旬~	10月上旬~

上記内容は、国会での予算成立が前提となり、詳細は国会審議等で変更があり得ます。また、審査の進捗状況等により、日程が変更となる場合があります。交付申請説明等の詳細は、採択団体宛にお知らせします。秋以降の事業開始を予定している場合でも、第1次、第2次募集に応募できます。なお、第2次募集において予算枠に到達した場合、第3次募集は実施しません(7月上旬頃発表)。

### 本事業のお問い合わせ

全国中小企業団体中央会 振興部  
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル  
電話：03-3523-4905(振興部直通)

全国中小企業団体中央会ホームページで、事業の詳細を確認できます。

<https://www.chuokai.or.jp/>

**ものづくり商業サービス省力化・  
革新的開発・新事業・海外展開促進事業  
～中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編～**

◎事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

◎事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション（DX）等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

◎枠・類型・補助上限額・補助率

	枠・類型	補助上限額		補助率
		※カッコ内は大幅賃上げを行う場合		
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下	750万円 ( 850万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
		6～20人	1,000万円 (1,250万円)	
		21～50人	1,500万円 (2,500万円)	
51人以上		2,500万円 (3,500万円)		
新事業進出枠	革新的新製品・サービス枠	20人以下	2,500万円 (3,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
		21～50人	4,000万円 (5,000万円)	
		51～100人	5,500万円 (7,000万円)	
グローバル枠	101人以上	7,000万円 (9,000万円)	2/3	
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下	500万円 ( 750万円)	1/2
		6～20人	750万円 (1,000万円)	
		21人以上	1,000万円 (1,500万円)	
	一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
		6～20人	1,500万円 (2,000万円)	
21～50人		3,000万円 (4,000万円)		
51～100人	5,000万円 (6,500万円)			
101人以上	8,000万円 (1億円)			

各種HP — 最新情報は各種HPまたは同封のチラシをご確認ください

◎ものづくり補助金

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



◎省力化投資補助金

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



がんばる組合・支える人々を“見えるカタチ”で称えます  
**大阪府中小企業団体中央会**  
**表彰制度等のご案内**

中央会では、優れた組合運営や組合活動に貢献された役員・職員・従業員の皆さまを対象に会長表彰制度を設けております。



組合支援  
事業関連  
情報

<表彰種類>

■本会会長表彰（大阪府中小企業団体中央会 会長表彰）

優良組合/組合経営功労者/組合事務局優秀専従者/組合員事業所優秀専従員

本会の会長表彰は本会が例年開催している中小企業団体大阪大会（組合企業従業員表彰は除く）、また、組合の周年式典など組合行事時にあわせて授与することも可能です。組合や役員の功績を広く共有する機会として、ぜひご活用ください。

■大阪府知事表彰

- ①本会が毎年9月に開催する中小企業団体大阪大会における知事表彰（本会より大阪府に申請）
- ②組合の周年式典における知事表彰（組合より大阪府に申請）
- ③憲法記念日知事表彰（産業功労者表彰）


■近畿経済産業局長表彰

組合の周年式典で授与されます。本会からは推薦書を添えて推薦しています。



＼ 表彰の基準や申請方法など、お気軽にご相談ください! /

お問い合わせ先 | **大阪府中小企業団体中央会**  
 総務企画課 表彰担当  
 TEL (06) 6947-4370 somukikaku@maido.or.jp



## 令和7年度 大阪府商工関係者表彰

このたび、本会会員組合役員等47名の方々が府内商工関係者表彰を、受賞されました。  
受賞者の皆様は下記の通りです。  
ご受賞、おめでとうございます。

(令和8年2月18日付表彰)

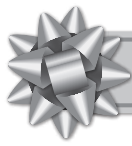
### 大阪府商工関係者表彰（団体役員部門）

(順不同、敬称略)



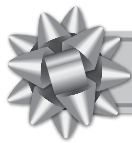
#### 製造業関係

奥村直謙	(大阪府印刷工業組合)	理事
小畑武	(大阪府板金工業組合)	副理事長
紀村隆	(関西ねじ協同組合)	理事
小関秀一	(関西スポーツ用品工業協同組合)	副理事長
後藤達紀	(関西ねじ協同組合)	理事
酒向正博	(関西ねじ協同組合)	理事
島田博史	(大阪府家具工業組合)	副理事長
高橋徹	(全日本ブラシ工業協同組合)	理事
武林美孝	(全日本ブラシ工業協同組合)	理事
田淵光仁	(関西スポーツ用品工業協同組合)	理事
辻本康則	(関西ねじ協同組合)	理事
土藏浩嗣	(大阪府家具工業組合)	常務理事
難波秀道	(大阪府印刷工業組合)	理事
野田明宏	(全日本ブラシ工業協同組合)	副理事長
原谷隆清	(関西工業塗装協同組合)	理事長
藤井宏康	(関西スポーツ用品工業協同組合)	理事
満谷健一郎	(大阪府印刷工業組合)	専務理事
矢田幸史	(大阪府印刷工業組合)	常務理事
若林大我	(大阪府印刷工業組合)	副理事長
渡辺貞城	(大阪府印刷工業組合)	副理事長



## 卸売業関係

青木孝浩	(関西製菓製パン厨房機器協同組合)	副理事長
植木直史	(大阪府電設資材卸業協同組合)	理事
奥田康信	(大阪府電設資材卸業協同組合)	監事
小田幹人	(大阪管工機材商業協同組合)	理事
片山知紀	(大阪機械卸業団地協同組合)	理事
河野裕	(大阪機械器具卸商協同組合)	理事
菊川遵	(大阪機械器具卸商協同組合)	理事
信達谷潔	(大阪府陶磁器商業協同組合)	理事
杉原隆史	(大阪機械器具卸商協同組合)	理事
高橋庸子	(大阪建築金物卸商協同組合)	理事
土居由憲	(大阪府陶磁器商業協同組合)	理事
中井節	(関西製菓製パン厨房機器協同組合)	副理事長
中川和憲	(大阪機械卸業団地協同組合)	理事
中村昌延	(大阪府紙料協同組合)	常務理事
牧野剛明	(大阪機械卸業団地協同組合)	理事
溝脇真規	(大阪府電設資材卸業協同組合)	理事
山田太	(関西製菓製パン厨房機器協同組合)	理事
山出谷武俊	(大阪機械器具卸商協同組合)	監事
由良泰雅	(大阪鋸螺卸商協同組合)	副理事長
和田佳之	(関西製菓製パン厨房機器協同組合)	常務理事
渡辺喜弘	(大阪機械器具卸商協同組合)	理事



## 小売業関係

今村育寛	(大阪文具事務用品協同組合)	理事
敷地修一	(大阪家電販売協同組合)	理事長
松下雅夫	(アマジマ公設事業協同組合)	代表理事



## 保安対策関係

尾崎公宏	(大阪府電気工事工業組合)	理事
富田尚典	(大阪府電気工事工業組合)	理事
宮川靖史	(大阪高圧ガス溶材協同組合)	副理事長

## 「2026年1月施行・取引ルール の大転換に備える完全ガイド」



中小企業診断士 佐藤 重義  
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)

### はじめに：なぜ今、受託（下請）取引の法令改正が変わるのか？

長らく日本の中小企業の取引を支えてきた「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」が、抜本的に改正され、2026年1月1日から「中小受託取引適正化法（以下、取適法）」として生まれ変わります。今回の改正は単なる名称変更にとどまりません。昨今の原材料費やエネルギーコストの高騰、そして人手不足に伴う労務費の上昇といった経済環境の変化を受け、中小企業がコスト上昇分を適切に価格転嫁し、賃上げの原資を確保できる環境（構造的な価格転嫁）を実現することを目的としています。また、取適法は「下請」という言葉が持つ「上下関係」のイメージを払拭し、発注者（委託事業者）と受注者（中小受託事業者）が対等なパートナーとして共存共栄を図るための新たなルールです。

### 1. 「取適法」で何が変わるのか？ 5つの重要ポイント

#### ①法律の題名と用語の変更：対等なパートナーシップへ

法律の名称が「下請法」から「取適法」に改正され、法律の用語も以下のように統一されます。

- ・「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」
- ・「下請事業者」 ⇒ 「中小受託事業者」など

#### ②適用対象の拡大：「従業員数」基準と「物流」の追加

- ・これまでの資本金基準（3億円以下、1千万円以下等）に加え、新たに「常時使用する従業員数」による基準が追加され、例えば資本金は小さいが従業員数が多い労働集約型の企業や、減資によって形式的に資本金を小さくしていた企業からの発注も、規制の対象となる可能性があります。
- ・物流業界における「2024年問題」や、トラックドライバーへのしわ寄せ防止を背景に、新たに「特定運送委託」が規制対象に追加されました。

#### ③新たな禁止行為：「協議拒否」と「手形払い」の禁止

- ・中小受託事業者から価格協議の求めがあってもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明や情報提供を行わずに一方的に代金を決定することが禁止されます。「これまで通りで頼む」といった一方的な据え置きは、これまで以上に厳しく問われることになります。
- ・中小受託事業者の資金繰りの改善を図るため、原則として「手形の交付」が禁止されます。

#### ④実務手続の変更：メールでの発注書交付が原則可能に

- ・中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による明示が可能になります。

#### ⑤執行体制の強化：「面的執行の強化」

- ・違反行為への対応について、これまでの公正取引委員会と中小企業庁に加え、事業所管省庁（国土交通省や厚生労働省など、その業界を管轄する省庁）の主務大臣にも指導・助言の権限が付与され、より違反行為の是正などがやりやすい環境が整備されます。

## 2. これが「取適法」の適用対象だ！ 自社は該当するかチェック

### ①対象となる「取引の内容」：以下の種類のいずれかに該当するかチェック

製造委託：物品の製造、加工、修理に必要な部品や原材料の製造、金型等の製造を委託すること。
修理委託：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理を他の事業者にも再委託する場合や、自社で使用する物品の修理を委託すること。
情報成果物作成委託：ソフトウェア、プログラム、映像コンテンツ、デザイン、設計図などの作成を委託すること。
役務提供委託：運送、ビルメンテナンス、情報処理など、請け負ったサービス（役務）の提供を他の事業者にも再委託すること。
特定運送委託（New!）：自社が販売・製造・修理した物品や、作成した情報成果物が化体された物品（印刷物や記録媒体など）を、取引先へ運送する業務を委託すること。

### ②対象となる「事業者の規模」：以下の種類のいずれかに該当するかチェック

取引の内容	委託事業者	中小受託事業者（個人含む）
製造委託・修理委託・特定運送委託・プログラム作成・運送/倉庫保管/情報処理の役務提供委託	資本金 3億円超	資本金 3億円以下
	資本金 1千万円超 3億円以下	資本金 1千万円以下
	従業員 300人超 (New!)	従業員 300人以下 (New!)
上記以外の情報成果物作成委託・役務提供委託の場合（デザイン、放送番組作成、ビルメン等）	資本金 5千万円超	資本金 5千万円以下
	資本金 1千万円超 5千万円以下	資本金 1千万円以下
	従業員 100人超 (New!)	従業員 100人以下 (New!)

## 3. 委託事業者が守るべき「4つの義務」と「11の禁止行為」を知ろう！

### ①委託事業者の4つの義務：委託事業者が必ず行わなければならない行為

発注内容等の明示	支払期日の明示	書類等の作成・保管	遅延利息の支払
----------	---------	-----------	---------

### ②委託事業者の11の禁止行為：中小受託事業者の承諾があっても行ってはならない行為

一方的な代金決定	委託等代金の減額	購入・利用の強制	不当な経済上の利益の提供要請
受領拒否	一方的な返品	報復措置	
委託等代金の支払遅延	買ったたき	有償支給対価の早期決済	不当な給付内容の変更

### おわりに

日本政府は「明日は今日より良くなる日本へ」のスローガンを掲げ、「長く続いたデフレからの完全脱却」、「賃上げと投資による好循環の実現」などを経済施策の方針としています。例えば、最低賃金は中小企業の賃金改善を後押しするものとして「2020年代に全国平均1,500円」を実現する方針としており、今後数年間は毎年7%程度の最低賃金上昇が見込まれる状況です。

原材料やエネルギー、労務費など主要なコスト構成のコストアップが続いており、コストアップ分の自社の取引価格見直しによる収益確保、賃金改善による人材確保（採用、退職防止など）は自社の事業存続のカギとなっています。

大阪府中央会では、中小企業組合等が実施する事業への支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

# 子ども・子育て支援金の 徴収開始と給与計算の実務対応



社会保険労務士 澤田 敏仁

## 1. はじめに

今年2月、2025年の出生数が約70.5万人（厚生労働省「人口動態統計」）と発表されました。これは10年連続の減少であり、政府が2023年に発表した将来推計の標準予測を下回るスピードで少子化が加速しています。

人口減少は労働力の不足だけでなく、消費の担い手減少という側面もあり、日本経済の根幹を揺るがす事態です。この状況を食い止めるため、政府は少子化対策を抜本的に強化し、年間3.6兆円規模の予算を投じることを決定しました。その重要な財源となるのが、今年4月から徴収が開始される「子ども・子育て支援金」です。今回は本制度の目的と、企業が対応すべき実務上のポイントを解説します。

## 2. 子ども・子育て支援金制度の目的

本制度は、2023年に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、2024年度から2026年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」の財源として創設されました。徴収は2026年度から導入され、2028年度にかけて段階的に金額が引き上げられる予定です。

この財源によって拡充・新設される主な支援策は、以下の通りです。

### (1) 児童手当の拡充（2024年10月～）

所得制限の撤廃、支給対象をこれまでの中学生（15歳年度末）から高校年代（18歳年度末）まで延長、第3子以降の月額を1.5万円から3万円に増額など。

### (2) 妊婦のための支援給付（2025年度～）

伴走型相談支援と合わせ、計10万円相当を支給。

### (3) 出生後休業支援給付（2025年度～）

両親ともに14日以上以上の育休を取得した場合、最大28日間、手取り10割相当を支給。

### (4) 育児時短就業給付（2025年度～）

2歳未満の子を養育し、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の10%を支給。

### (5) こども誰でも通園制度（2026年度～）

保育園等に通っていない0歳6ヵ月から満3歳未満の子どもが、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度。2026年4月から全国で本格実施されます。

### (6) 育児期間中の国民年金保険料免除（2026年11月～）

自営業者等の第1号被保険者を対象とした免除措置が新設されます。

## 3. 給与計算の実務対応

企業は支援金の一部を負担するとともに、従業員の給与・賞与から天引きして納付する義務が生じます。特に給与システムの改修や明細への記載対応が急務となります。

### (1) 保険料の支払い

初回は5月末日（4月分保険料）に、健康保険料とあわせて納付します。

### (2) 対象と金額

健康保険の被保険者が対象です。（2026）年度の支援金率は、標準報酬月額・標準賞与額の0.23%（労使折半により各0.115%）です。例えば標準報酬月額が30万円の場合、支援金額は労使それぞれ345円の負担となります。（次の表を参考にしてください。）なお、この率は2028年度に向けて段階的に上昇する見込みです。

〈労使の負担額（一部抜粋）〉

標準報酬月額	合計月額	会社負担 (0.115%)	従業員負担 (0.115%)
20万円	460円	230円	230円
30万円	690円	345円	345円
40万円	920円	460円	460円
50万円	1,150円	575円	575円

**(3) 天引きの開始時期**

多くの企業では、4月分の保険料を翌月支払いの給与から控除しているため、「5月支払給与」ら天引きを開始することになります。ただし、4月中に支給される賞与については、そのタイミングから控除が必要です。自社の控除サイクル（当月控除か翌月控除か）を必ず再確認してください。参考までに初回の天引き、納付のスケジュールを表にまとめておきます。

**〈スケジュール〉**

項目	内容・時期	備考
徴収開始時期	2026年4月分から	
給与天引き	2026年5月支払給与から（原則）	翌月控除の場合
賞与天引き	2026年4月支給分から	4月中に支給がある場合
初回納付	2026年5月末日	健康保険料と合算して納付

**(4) 給与明細の記載**

明細に支援金額を内訳表示することは法令上の義務ではありません。しかし、制度の趣旨（社会全体で子育てを支える）を従業員に周知するため、さらに「標準報酬月額表」においても別欄に記載されており支援金額を確認しやすいことから、内訳を記載することが望ましいとされています。

**(5) 産休・育休期間中および海外赴任者の扱い**

健康保険料と同様、産休・育休中は免除されます。また、海外赴任中であっても日本の健康保険に継続加入している場合は、徴収の対象となります。

**(6) 「子ども・子育て拠出金」との違い**

従来からある「子ども・子育て拠出金」（全額事業主負担）は、今後も継続されます。名称が非常に似ているため、会計処理や従業員への説明時に混同しないよう注意が必要です。それぞれの制度の違いは次の表のとおりです。

項目	子ども・子育て支援金（新設）	子ども・子育て拠出金（従来）
開始時期	2026年4月～	実施済み
負担割合	労使折半(半分ずつ)	事業主が全額負担
対象者	健康保険の被保険者	厚生年金の被保険者（拠出対象者）
納付先	健康保険組合・協会けんぽ	日本年金機構（厚年保険料と合算）
目的	児童手当拡充や時短給付の財源	児童手当や保育サービス等の財源

**4. まとめ**

支援金のスタートにより、企業・労働者ともに負担は増加します。国は、徹底した歳出改革と賃上げによって社会保険料全体の負担率を上げないよう調整するとしていますが、人件費高騰に悩む経営者の皆様にとっては、注視すべき動向です。

一方で、若い世代が安心して子育てに励める環境を整えることは、中長期的に見れば労働力の確保や市場の維持につながり、企業にとっても大きな「受益」となります。本制度をきっかけに、自社の福利厚生や両立支援策を見直し、「選ばれる企業」への一歩としていただければ幸いです。

大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

# 令和8年度税制改正 (中小企業関係等)のポイント



税理士 坂本 幹雄  
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

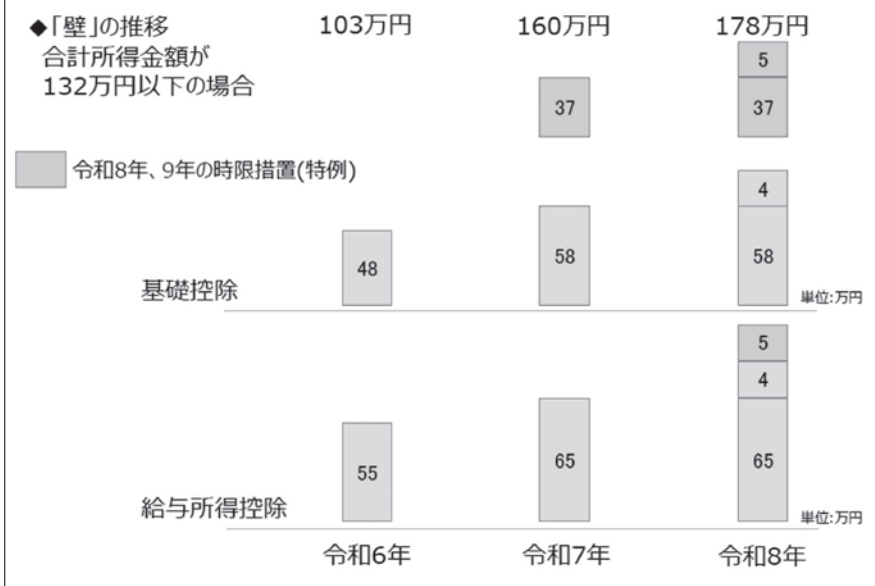
## 1 年収の壁を178万円へ引き上げ(基礎控除・給与所得控除の引き上げ)

所得税の控除額を引き上げ、「年収の壁」を178万円に引き上げることが示されました。「178万円」という数字は、1995年当時の最低賃金と現在の最低賃金の比率(約1.73倍)を、当時の非課税枠103万円に乗じて算出されたものです(103万円 × 1.73 ≒ 178万円)。

所得税は2026年(令和8年)分から適用(年末調整等は令和9年1月以降の支払分から対応)住民税は2027年度(令和9年度)分から適用されます。

年収の壁引き上げに伴い配偶者控除や扶養控除の適用判定に使われる「合計所得金額」も見直され、パートやアルバイトの収入が多少増えても、扶養対象となるように所要の調整が行われます。

- ◆配偶者控除等の見直し  
配偶者、扶養、障害者控除等の対象となる合計所得金額を62万円以下(現行58万円以下)に引き上げ
- ◆改正初年度の2026年(令和8年)については年末調整から適用される。
- ◆2027年(令和9年)1月1日以後は毎月の源泉徴収において適用される。
- ◆基礎控除等について2年度ごとに見直しされ次回は令和10年度改正予定



## 2 NISA(少額投資非課税制度)の対象を18歳未満に拡大(こどもNISA)

これまで18歳以上(成人のみ)とされていた要件が撤廃され、0歳から利用できる新たな枠組みが導入され、実質的に「ジュニアNISA」(2023年12月末終了)の後継として復活されます。

- 対象: 0歳~17歳の未成年者
- 年間投資枠: 60万円
- 非課税保有限度額: 600万円
- 適用開始日: 2027年(令和9年)1月1日

## 3 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

「強い経済」の実現に向け、企業による大規模かつ高収益な「攻めの投資」を強力に後押しするため、新たな税制優遇措置が創設されます。産業競争力強化法の改正を前提に、経済産業大臣から確認を受けた投資計画(中小企業者等の場合、投資計画の合計額が5億円以上)に基づき、一定規模以上の機械装置や建物などを取得した場合に、「即時償却(取得価額の全額を経費計上)」または「税額控除(最大7%)」のいずれかを選択適用できる制度です。従来の投資減税と比較して、要件のハードルは高いものの、建物を含めた幅広い資産が対象となり、強力な節税効果が見込めます。

#### 4 賃上げ促進税制 大企業は廃止、中小企業は維持

賃上げ促進税制について企業規模に応じた見直しが行われ、大企業については前倒しで廃止し、中小企業に対しては現行の支援策が維持されます。ただし、教育訓練費に係る上乘せ措置は廃止となります。

#### 5 中小企業者等の少額減価償却資産の特例基準額を「40万円未満」へ引き上げ

中小企業が取得した少額資産を即時償却できる「少額減価償却資産の特例」について、物価高騰による備品等の価格上昇を踏まえ、対象となる資産の単価基準が「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられます。ただし、合計300万円を限度とする点は改正されていません。

#### 6 住宅ローン控除 5年延長、子育て世帯への優遇が「中古住宅」にも拡大

住宅ローン控除の適用期限について5年間延長されます。また、子育て世帯・若者夫婦世帯に対する優遇措置が拡充され、これまで新築中心だった支援が「省エネ性能の高い既存住宅（中古住宅）」にも広がり中古住宅の流通促進につながると考えられます。

#### 7 消費税・インボイス制度 小規模事業者の経過措置見直し

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、2026年（令和8年）9月末での終了や縮小が予定されていたスケジュールが見直されました。小規模事業者の税負担急増を防ぐため、2割特例終了後に「3割特例」を創設、仕入税額控除の8割特例の延長など、2029年（令和11年）9月末までの新たな支援策が講じられます。

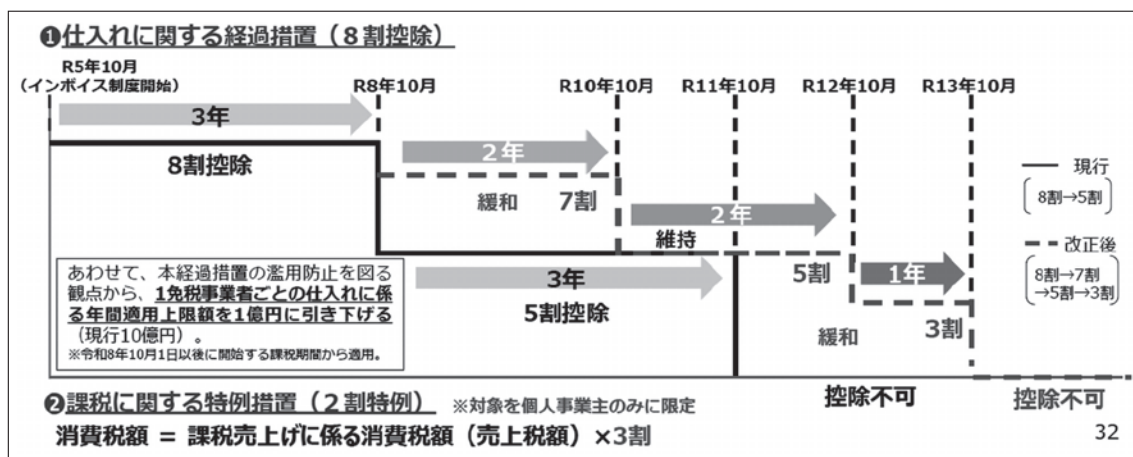
##### ①買い手側（課税仕入）：(50%控除の開始時期が2年後ろ倒し)

免税事業者からの課税仕入について、仕入税額相当額を一定の割合で控除できる経過措置の適用期限を、2026年（令和8年）9月末から2031年（令和13年）9月末に変更し、段階的（70%⇒50%⇒30%）に控除可能割合を下げる。

##### ②売り手側（小規模事業者）：(3割特例の創設)

免税事業者からインボイス発行事業者になった者を対象に、納付税額を売上税額の「3割（30%）」に抑える新たな特例計算を導入。2割特例は令和8年（2026年）9月30日で終了。

- ・対象期間：2026年（令和8年）10月1日から2028年（令和10年）9月30日まで
- ・対象事業者：2年前の課税売上高が1,000万円以下である等の要件を満たす免税事業者



大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

## 通常総会終了後の 諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等に下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの「行政庁への届出様式ダウンロード」に掲載しておりますのでご利用ください。

なお、用紙はA4判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会(連携支援部06-6947-4371)においてご相談に応じております。

### (1) 決算関係書類提出書 (通常総会又は通常総代会終了の日から2週間以内に提出)

令和7年度の決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)や事業報告書、監査報告については、主務省令(施行規則)に基づき作成することが必要です。

- 【添付書類】①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書  
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面  
⑥前各号の書類を議決した通常総会(総代会)の議事録

### (2) 役員変更届書 (変更のあった日から2週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要)

- 【添付書類】①変更事項記載書(新旧役員名簿)  
②変更の年月日及び理由を記載した書面  
③総会議事録(総代会議事録)  
④理事会議事録

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

### (3) 定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを2部(協業組合と商工組合は3部)提出してください。

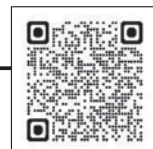
(認可庁が大阪府の場合、袋とじは不要です)

- 【添付書類】①定款変更認可申請書 ②変更箇所新旧対照表 ③変更理由書  
④総会議事録(総代会議事録)

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会(連携支援部)へご相談いただくことをおすすめします。

書類様式はこちらからダウンロードいただけます  
<https://www.maido.or.jp/kumiaiunei-nav/yoshiki/>



## 事業年度末から総会開催までのフロー図

下記の表は、事業年度が4月1日から翌年の3月31日までの組合を例に大まかな流れとして一覧表にしたものです。

	行事等	手続き	留意事項
3月末		年度末決算処理	
4月	理事会	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">出資変更の登記</div>  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">決算関係書類、事業報告書の作成</div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">決算関係書類、事業報告書を監事に提出</div>  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">監査報告書の提出</div>  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ・監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可）                 </div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">理事会開催</div>  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ・通常総会提出議案審議の件                      ・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認                      ・通常総会開催日時・場所決定の件                 </div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き</div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出</div>  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     10日以上                      ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。                 </div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">通常総会開催</div>  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ・決算関係書類承認の件                      ・事業計画・収支予算書承認の件                      ・定款変更                      ・役員改選の件 等                 </div>  ↓  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">※理事会開催</div>  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     [代表理事等の選任]                 </div> </div>	<p>4週間以内に 決算関係書類 等</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表・損益計算書</li> <li>・剰余金処分案(又は損失処理案)</li> <li>・事業報告書</li> </ul> </div> <p>理事会の招集は理事会の7日前までに ※全員の同意があれば招集手続は省略 できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能 です。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。                      ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。                      ※書類の送付にかえて、メール送信が可能                      可能です。                      (メール送信についてはセキュリティの確保を徹底する必要があります。)</p> </div>
5月末までに	通常総会  理事会 (招集手続省略)		※役員改選が行われた場合

(注) 納税申告及び納付 法人税、事業税、府民税、市町村民税等は 5月13日までですが、総会終了後速やかに申告してください。  
定款で総会の招集を事業年度終了後3月以内と定めている場合は6月末までに通常総会を開催することができます。

# 組合が行う変更登記

## 1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。  
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

## 2. 代表理事の変更登記について

役員の変更による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

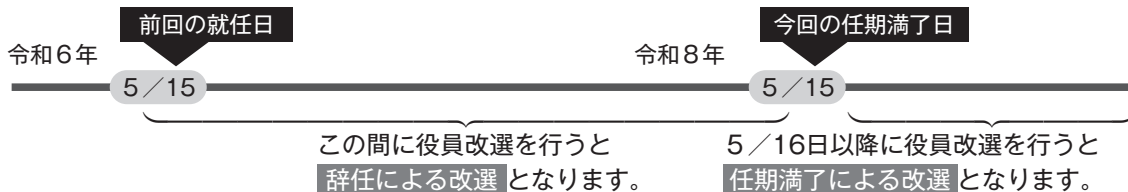
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生する可能性がありますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会 議事録
- ②理事会 議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款
- ⑤代表理事 就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

### ※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

〔例〕 定款上、役員の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



#### 【総会議事録例】

#### 第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和6年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和8年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部  
TEL (06) 6947-4371

## 令和7年度第2回共済事業セミナー&異業種交流会開催 「“グレートマザー”と呼ばれた私の競技人生～迷わず、逃げず～」 「競技人生を支える力～主夫の選択と新しい家族スタイル」

大阪府中小企業団体中央会は、2月12日（木）シティプラザ大阪で「令和7年度第2回共済事業セミナー&異業種交流会」を開催し、416名の皆様にご参加いただきました。

今回のセミナーでは、元ボートレーサーの日高逸子氏と競技人生を支えられたご主人の日高邦博氏を講師にお迎えし、「“グレートマザー”と呼ばれた私の競技人生～迷わず、逃げず～」と「競技人生を支える力～主夫の選択と新しい家族スタイル」をテーマにご講演いただきました。

第1部では、日高逸子氏がご自身の競技人生についてお話しされました。日高逸子氏は宮崎県に生まれ、幼少期にご両親の離婚を経験。お兄様とともに祖父母のもとで育ち、決して裕福とは言えない環境の中、ご自身の努力で道を切り拓いてこられました。

若い頃は進むべき道に迷い、さまざまな職業を経験しながら苦悩された時期もあったそうです。しかし、ボートレースのCMを目にしたことをきっかけに「この道に進む！」と決意し、競艇の世界へ飛び込まれました。

「賞金女王」や「2500勝達成」など輝かしい実績の裏には、度重なる怪我との闘いがありました。「努めるものは報われる」を信条に、人一倍の努力を重ねるとともに、“運も実力のうち”と謙虚に語られる姿が大変印象的でした。そのお人柄の魅力に、参加者一同深く心を打たれました。

第2部では、日高邦博氏が“支える立場”から見た競技人生と家族の在り方について講演されました。ご主人の邦博氏とは、旅行添乗員の養成学校で出会われました。邦博氏が6度にわたりアプローチされたものの、当時はお付き合いに至らず、そのままご縁は途切れたかに思われましたが、14年後、日高氏がボートレーサーとして活躍されていた頃に再会し、ご結婚へとつながりました。まさにご縁に導かれたお二人です。

邦博氏はお子様の誕生を機に、当時としては珍しい「専業主夫」という道を選択されました。

家庭を守り、妻の競技人生を支える立場から、子育て中の男女が「孤独」にならない社会づくりの重要性について語られました。企業や地域社会による支援体制の整備が不可欠であるとの提言は、多くの共感を呼びました。

講演後は、弊会の柴田がファシリテーターを務め、鼎談を実施。ご夫婦の関係性や日々の支え合いについて深掘りし、終始和やかな雰囲気の中で講演は終了いたしました。

また、セミナー終了後には異業種交流会を開催し、日高ご夫妻にもご出席いただきました。

会場では、多くの中小企業・小規模事業者の皆様と直接交流され、講演内容に関する質問や経営・家庭観に関する意見交換が活発に行われました。参加者にとっては、第一線で活躍されたご経験やご夫婦の価値観に直接触れる貴重な機会となり、大変有意義な交流の場となりました。

参加者アンケートでは、「以前から存じ上げていた選手でしたので、大変興味深く拝聴しました。」「今まで知らなかった世界の話を知ることができ、楽しい時間でした。」「夫婦のあり方について改めて考えさせられました。思いやりと優しさを忘れず、何事も楽しむ姿勢が大切だと感じました。」など多くの感想が寄せられ、大変有意義なセミナーとなりました。

大阪府中央会では、今後も会員の皆様にとって有益な情報提供や交流の機会の充実に努めてまいります。引き続き、本会事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 人材セミナー 「中小企業の賃上げ・人材確保」を開催!

大阪府中小企業団体中央会では、去る3月10日（火）、マイドームおおさかにて、令和7年度人材セミナー「中小企業の賃上げ・人材確保」を会場とオンラインのハイブリッド形式で開催しました。近年、物価高騰や人手不足の深刻化を背景に、企業における賃上げや人材確保への対応が重要な経営課題となっていることから、関係行政機関の担当者を講師に迎え、最新の支援施策や制度について解説いただきました。

第1部では、近畿経済産業局 産業部 中小企業課 課長の近藤健一郎氏より、「賃上げ・最低賃金引上げ対応支援策・各種補助金について」と題し、中小企業を取り巻く現状や、持続的な賃上げを実現するための考え方について説明がありました。DXや設備投資による生産性向上、事業の高付加価値化を通じて企業の「稼ぐ力」を高め、その成果を賃金へ還元していく好循環の重要性が示されるとともに、省力化投資やIT導入などを支援する各種補助制度や賃上げ促進税制の概要について紹介されました。

第2部では、大阪労働局 職業安定部 雇用保険課 助成金センターの渡邊勝裕氏より、「賃金引き上げに関する支援各種助成金について」と題し、厚生労働省が実施する「賃上げ支援助成金パッケージ」について説明が行われました。業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金など、生産性向上や人材育成に取り組む企業を支援する制度のほか、非正規雇用労働者の処遇改善を目的としたキャリアアップ助成金についても紹介され、正社員化や賃金制度の見直しなどを通じた雇用環境の改善の重要性が示されました。

第3部では、公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引適正化調査課 課長の奥居孝士氏より、「賃上げ原資の確保のための施策 価格交渉と下請法改正について」と題し、賃上げの原資確保に向けた取引適正化の取組について説明がありました。労務費や原材料費等のコスト上昇に対応した適切な価格転嫁の必要性が示されるとともに、コスト上昇にもかかわらず価格を据え置く行為が法律上の問題となる可能性があること、また下請法が改正され、新たに「中小受託取引適正化法（取適法）」となり、価格決定プロセスの適正化が図られることなどについて説明がありました。

第4部では、大阪府 商工労働部 商工労働総務課の和久洋介氏、木村浩介氏より、「大阪府における賃金引上げ・人材確保等に向けた支援施策について」と題し、大阪府が実施する各種支援策について紹介されました。価格交渉力向上に向けた相談支援やセミナーの実施、業務改善助成金への府独自の上乗せ補助制度のほか、生産性向上や販路開拓を支援する補助制度、人材育成のための資格取得支援など、多面的な施策が紹介されました。

今回のセミナーを通じて、賃上げの実現には生産性向上や適切な価格転嫁、人材育成などを一体的に進めていくことが重要であることが改めて示されました。当会では今後も、中小企業の皆さまの経営課題の解決に資する情報提供やセミナーの開催に取り組んでまいります。



セミナーの様子  
近畿経済産業局課長 近藤課長（左上）  
大阪労働局渡邊係長（右上）  
公正取引委員会奥居課長（左下）  
大阪府和久主査（中下）  
大阪府木村課長補佐（右下）



# 各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

## 法人向け福利厚生共済制度

P.34

### 特定退職金共済制度

#### 従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

### オーナーズプラン

#### 経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

### パートナーズプラン

#### 従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

## 経営者・従業員総合補償制度

P.35

### まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

## 情報セキュリティサポート保険制度

P.36

ウイルス感染のおそれの際の調査や、改正個人情報保護法対応にも活用可能！

### 中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

#### 企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

### ビジネス 総合保険制度

P.37

#### 企業を事業経営リスクから守るための 保険

- マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

## 業務災害補償制度

P.38

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

## 集団扱自動車保険制度

P.39

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種  
共済制度

# 大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

## 特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

## オーナーズプラン

経営者が万一の時  
入院等による休業時

事業保全  
資金の準備

経営者の  
みなさまの

事業承継・  
相続税の準備

経営者・役員の  
みなさまの

退職慰労金・  
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

## パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、  
一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。  
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組員(法人または個人事業主)、および当該組員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。  
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。  
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

### 特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階  
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社  
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

### オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階  
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

# まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引  
20%

過去の損害率による割引5%



## 傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば  
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など  
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



## 所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



### 保険期間

2025年7月1日～  
2026年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の  
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険  
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

### 普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社  
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社  
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社  
TEL:06-6910-5564

### お問い合わせ先

団体窓口  
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店  
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6949-4371

引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部 第一課  
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4  
TEL 06-6449-1050

SJ25-03581 2025年6月26日作成

各種  
共済制度

新発売

インターネットのリスクに備える

# 情報セキュリティサポート保険制度



情報化社会をとりまく新たなリスクから、貴社をお守りいたします。

ウイルス感染のおそれの際の調査や、  
改正個人情報保護法対応にも活用可能!

特1長

## 充実した補償



万が一の情報漏えいや外部からのサイバー攻撃の発生時など、またはそのおそれがある際に、損害賠償や事故対応にかかる一連の費用を、しっかりと補償します。

賠償責任の補償

+

対応費用の補償

これが大事!

感染したパソコンの調査費用  
再発防止にかかる費用  
など

さらに、各種のオプション補償をご用意しております。

特2長

## もしもの時に頼れるサービス



万が一の事故発生時にも、安心して対応を進めていただくことができます。

緊急時に何をすべきかわからない

対応する要員やノウハウがない

事故発生時の相談サービス

+

一連の対応を支援するサービス

# 最大で60%以上の割引を適用<sup>(※)</sup>

※セキュリティ対策確認シートの提出による割引を適用した場合

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするサイバー保険団体契約の概要を説明したものです。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

住所: 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL: 06-6449-1050(平日午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

主取扱代理店

TEL: 06-6949-4371(平日午前9時30分から午後5時まで)

大阪中央合同会社

住所: 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階

担当: 岡部

(SJ23-14785 2024.02.08)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

## 「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の  
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合  
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

## 「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の  
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合  
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種  
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。  
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

# 業務災害補償制度 (事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増  
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



## 使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

## 補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

## 業務災害補償制度の特長

## 個別で加入するより最大30%~割安 (※1)

### POINT 1

全国中小企業団体中央会の  
スケールメリットにより、  
**低廉な保険料を実現**

### POINT 2

「使用者賠償責任保険」  
を標準セット  
-----  
1事故あたり最高5億円  
までの労災賠償に備える

### POINT 3

政府労災保険の  
認定を待たずに  
保険金の支払いが可能

### POINT 4

保険料は  
売上高で算出  
できます

### 保険期間 2025年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

#### お問い合わせ先

〈引受保険会社〉  
損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部第一課  
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4  
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉  
大阪中央合同会社  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドーム大阪6F  
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会  
制度推進 大阪府中小企業団体中央会  
TEL:06-6947-4370

SJ25-07994 (2025年10月2日作成)

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！

BESTパートナー  
大樹生命  
日本生命グループ

# 集団扱自動車保険 制度のご案内



## 集団扱の3つのメリット

### メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割  
口座振替 12回払

7,490円  
(月払保険料)  
年間保険料  
89,880円



集団扱 12回払

7,140円  
(月払保険料)  
年間保険料  
85,680円

月々  
- 350円



年間保険料では  
4,200円もおトク！



『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■ 初度登録：2020年12月 ■ 記名被保険者：個人<35才> ■ ゴールド免許割引適用 ■ 日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■ 型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■ 事故有係数適用期間：0年 ■ 35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■ 対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■ 対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■ 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■ 車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ ロードサービス費用特約：あり ■ 新車割引：適用 ■ 車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

### メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



### メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種  
共済制度

# 大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

4月13日(月)	<b>行事</b> 大阪府中小企業青年中央会 第51回通常総会 <b>ところ</b> 総会：マイドームおおさか 懇親会：シティプラザ大阪
5月14日(木)	<b>行事</b> ELLE-Place大阪 第23回通常総会 <b>ところ</b> ホテルアウイーナ大阪
6月9日(火)	<b>行事</b> 大阪府官公需適格組合協議会 第44回通常総会 <b>ところ</b> ホテルアウイーナ大阪
6月12日(金)	<b>行事</b> 大阪府中小企業組合士協会 第51回通常総会・創立50周年記念式典 <b>ところ</b> 帝国ホテル大阪
6月23日(火)	<b>行事</b> 大阪府中小企業団体中央会 第71回通常総会 <b>ところ</b> ホテルニューオータニ大阪
6月26日(金)	<b>行事</b> 大阪府協同組合職員互助会 第75回通常総会 <b>ところ</b> シティプラザ大阪
9月17日(木)	<b>行事</b> 第68回中小企業団体大阪大会 <b>ところ</b> ホテルニューオータニ大阪

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

**【大阪府中央会の主な実施事業】**

<https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/>



**【セミナー・イベント情報】**

[https://www.maido.or.jp/news/news\\_category02/](https://www.maido.or.jp/news/news_category02/)



**メール情報配信サービスのご案内**

中小企業及び中小企業組合の皆様にも、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから →



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号  
 マイドームおおさか6階  
 TEL (06) 6947-4370  
 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所  
 大阪市北区大淀中3丁目15-5  
 TEL (06) 6453-2564(代)

大阪府中小企業団体中央会会員の皆様へ

シティプラザ大阪  
2026

# PARTY PLAN

— 期間 —

2026年4月1日(水)



2027年3月31日(水)



— 大切なおもてなしを、シティプラザ大阪で —

ホテルならではの上品な空間とお料理で、各種パーティーにご利用いただけるフリードリンク付きの宴会プランをご用意しました。

《利用時間：2時間制》 《プランに含まれるもの：料理・飲み物・会場費・音響照明費・消費税・サービス料》

## ブッフェ料理

30名様  
から

洋食 or 和食

1名様 一般料金 組合員様料金  
¥9,000 ⇒ ¥8,550

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金 組合員様料金  
¥10,000 ⇒ ¥9,500  
¥13,000 ⇒ ¥12,350

## 卓盛り料理

20名様  
から

洋食 or 和食

1名様 一般料金 組合員様料金  
¥9,000 ⇒ ¥8,550

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金 組合員様料金  
¥10,000 ⇒ ¥9,500  
¥13,000 ⇒ ¥12,350

## コース料理

20名様  
から

シティプラザ大阪  
総料理長厳選の特別コース料理

洋食 or 和食 or 和洋折衷

1名様 一般料金  
¥13,000

↓  
¥12,350

## フリードリンク

瓶ビール + オレンジジュース + ウーロン茶 +

チョイスドリンク  
右記より3種  
お選びください。

- ◎焼酎(半・麦)
- ◎ウイスキー
- ◎ワイン(赤・白)
- ◎梅酒
- ◎日本酒(燗)
- ◎酎ハイ

## ドリンクオプション

- 1種類追加 プラス¥400
- ドリンク延長30分1名様¥800

※料金はセットプランの為、人数分のご注文とさせていただきます。  
※小宴会場をご利用の場合、マイク設備がございません。必要な場合は別途有料にて承りますのでお申し付けください。  
※表示価格には消費税・サービス料が含まれます。 ※写真はイメージです。

ご予約・お問合せ

TEL.06-6947-7888

宴会予約  
(9:00~19:00)

スマートフォンよりアクセス



シティプラザ大阪  
HOTEL & SPA

〒540-0029  
大阪市中央区本町橋 2-31

www.cityplaza.or.jp

シティプラザ大阪

検索

大切な資産を、着実に増やしたい方を応援します。

## 個人向け新型定期預金

# マイハーベスト

## マイハーベストの特徴

### 有利な金利設定

通常の定期預金(固定金利)  
よりも有利な金利を  
ご提供します。

### 安全・確実に 資産を運用

元金は当金庫が保障し、  
満期まで変わらない固定金利で  
お預かりします。

### 選べる期間

お客さまの資金計画に合わせて  
期間1年、2年または3年が  
お選びいただけます。

### お預け入れは 50万円から

お気軽に始められる  
お預け入れ金額です。

お近くの商工中金へ、お気軽にどうぞ。

#### 大阪支店

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目7番13号  
(地下鉄四ツ橋線本町駅23番出口)  
電話(06)6532-0894(直)

#### 船場支店

〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号  
(地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線長堀橋駅1番出口前)  
電話(06)6261-8431(代)

#### 堺支店

〒590-0972 堺市堺区電神橋町2丁目1番2号  
(南海本線堺駅南口を南へ80m)  
電話(072)232-9441(代)

#### 東大阪支店

〒577-0013 東大阪市長田中2丁目1番32号  
(地下鉄中央線長田駅2番出口上がる西200m)  
電話(06)6746-1221(代)



人を思う。未来を思う。

商工中金